時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千三百八十號
明治廿二年八月十三日　火曜日
舊暦己丑七月十七日（辛酉）
（西暦一千八百八十九年）

時事新報

今の世論の喧しきを察して將來に注意す可し

何となれば今の日本社會は都鄙到る處として政治の談を聞かざるはなし苟も二人以上相會すれば酒宴茶席の別なく常に政談を催ほして止むを知らず國會の準備、府縣會員市町村會員の撰擧、又近日に至りては條約改正の得失等より小なるは諸會社銀行等の役員撰擧に至るまでも其議論の喧しきこと實に未曾有の有樣にして日一日に甚だしきを加へ其極端に至れば時として腕力に訴ふる者さへなきにあらずと云ふ即ち今日の日本は兵馬の騒亂こそなけれども議論騒擾の社會にして經世の眼より見れば決して祝す可きものにあらずして其論者は如何なる種族子と尋れば後進の讀書生ならざるはなし凡そ此書生なる者は大抵皆士族の子弟にして在昔なれば世祿に衣食して定まりたる家に居る可き身分の者なれども今や其祿はなくして讀書推理の教育は昔に異ならず學校に就學して多少に字を知り理を講し[illegible]天賦の智識發達して退校するも歸るに家なし左れば職に就かんとするも滿目みな職業にして其氣位に叶はず其意に適す可き地位は早く既に他人に占められて最早や空位なし是に於て飄然適する所を知らずして[illegible]云ふとうかうかして衣食するの境界に出沒する者なれば人間社會に事あるこそ幸なれ何事にても變事とあれば直ちに喙を容れて猶豫するとなし其議論の喧しきも謂れなきに非ざるなり畢竟その人の罪に非ず其身の有樣に由て然るものなれば如何なる人物にても其智識の性質程度を斯の如くならしめ其衣食の艱難を斯の如くならしめたらば其言論擧動も亦必ず斯の如くなるを得ず我輩の曾て怪しまざる所のものなり抑も教育は人事に處するの道を知らんとするの方便にして例へば農たらんとする者は農事の道を知らんが爲めに其一部分の教育を要し、工商に志す者は工商に必要丈けの智識を求め、官吏に代言人に先づ其[illegible]を立てし然る後に必要缺く可らざるの教育に就く可き筈なるに我國の教育は何となく先づ教育を施し其成業の後に身に叶ふ可き事業を求るの風なれば有限の事業に無限の學者を生じて其學者に衣食少なきも偶然に非ず衣食いよいよ少なければ議論いよいよ多し即ち今日の言論紛々喧しき由緣にして我輩は數年前より此に注意し[illegible]にも必要なるものは衣食なるが故に若しも貧人の子に教育とあらば唯手近く殖產の道を教ふ可し[illegible]を教ふるの必要なき者は單に日用の文字と算數を教へしめて足る可し、高尚なる教育は頗る[illegible]業金[illegible]するものなれば富家の子弟に限る可し無理なる仕組にて[illegible]に高等の教育を工風す可らず[illegible]論辨[illegible]の子弟に[illegible]の害を生ず可しと[illegible]上なる[illegible]今日は是れ我[illegible]の[illegible]に至りたるものなり[illegible]と云ふ可き[illegible]

左れば既往は追ふ可らずとして今後を警むるは經世の大要なる可きに付ては我輩の持論の如く官立公立の高尚なる高等學校を廢するは今日の急なりと斷言せざるを得ず殊に今の官吏登用法は官立公立の學校に卒業したる者は試驗を經ずして官吏たる可しとあり取りも直さず學校の門に官途の地位と名くる餌を懸けて少年子弟を招くものに異ならず左なきだに價の安き高等教育を受けんとして熱望する貧子弟が卒業の後は官吏たる可しと云ふ離れり之に走らざる者あらんや滿門生徒の目的は單に官途の出身に在りて法學に經濟學に毎年幾多の卒業生を出し或は卒業せずして中途に廢學する者も是亦自から未熟の小政治家なれば其歸する所は常に天下國家の事にして一身の謀を爲す者とては甚だ少なし斯く無數の官學生を作りて官途の候補者と無し扨實際に其地位の有無を尋れば如何に日本政府にても候補者の十分一を用ふるのみとは數の許さゞる所ならんなれば幸に十中の一を利用して其九は如何す可きや此輩の目的は入學の其時より官途出身と覺悟して實際に其地位を得ずとあれば不平なからんと欲するも得べからず即ち議論の原素あり左れば官立公立の高等學校に國庫の金を費し或は公共の資本を以て教育の仕組を設くるは金を費して人の不平を買ひ天下に無責任の議論を多端ならしむるものにして我輩は如何の理由たるを解するに苦しむのみ凡そ此邊の利害は從前幾度も論したるみとなれども近來に至りては當局者も聊か世論の喧しき事情に逢ふて心に感ずる所もあらんと思ひ既往は兎も角も將來の注意の爲めに一言を呈するものなり

寄書

憲法第十九條の性質を明かにす　　清野勉

余は本論に於て條約改正全般の得失に渉りて論議する者にあらず論理の法則に準據し方今朝野の間に喧しき條約改正得失論の材料たる憲法第十九條の性質を明かにし以て世論の迷惑を拂はんとする者なり

今回條約改正附屬の箇條中に大審院に四名の判官を外人中より採用し外人の被告たる場合に於ては此れ等の判官をして日本人の判官と立會はしめ共に其の上告事件を裁判せしむとの事ありと聞く世の論者之れを難じて云はく是れ憲法第十九條（日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均シク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得）に違反するものなりと蓋し此の憲法違反說の據り所は伊藤伯が其の憲法義解に於て「特別ノ規定アルニ依ルノ外外國臣民ニ此ノ權利ヲ及ボサヾルヿヲ知ルベキナリ」と解釋したるより起る所あるべし然れども今此の外人判官云々の箇條と憲法第十九條とを實地に對照するに憲法に抵觸する廉之れなく眞に分り切りたるメツイも論議にして一兒戯のみ

論理法に命題の對當法（Opposition）と稱する一規則あり[illegible]理學上[illegible]の天則と聞く[illegible]して論理學者が故らに[illegible]してい[illegible]の中に[illegible]一切の[illegible]てのみ[illegible]一大天則なり[illegible]しければ[illegible]之と[illegible]總べて[illegible]る[illegible]めたり

又は消極の特稱命題を以て積極の特稱命題を斷定したりするみとは出來ざるみとなり。譬へば人は死すとの一言は動物（人も籠めて云ふ）は死すとの全稱命題と比較すれば積極の特稱命題なるが人は死すとの命題よりして牛は死せず馬も亦死せず。（二個ノ命題共ニ消極特稱命題ナリ）抔と云ふ能はず又牛や馬は死せずと假定して論ずるに、此の命題よりして人は死するものなりと說到するを得ざるなり今外人の裁判官となるは憲法に抵觸するとかせぬとか云ふの議論は丁度右の議論と同樣の事にて憲法第十九條は日本臣民丈けのみとに就きて明言し日本臣民云々は世界一般の人類云々の全稱名題と比較すれば一個の特稱命題にして若しも人類云々と云へば外人も其の中に籠り居るみと無論の儀なれとも日本臣民と云ふからには外人の事は一切不問に附するものにして外人が日本の公務に就くみとを得ると得ざるとは全く別問題たらざるべからず若し日本臣民丈けの事に就きて云々するを以て外人の事迄も云々したるなりと云はゞ吾人は人間の事に就きて云々するは牛や馬の事迄も云々し牛や馬の事に就きて云々するは人間の事迄も云々するなりと斷言せざるべからず天下豈に此の如きの論法あらんや以て第十九條は日本臣民丈けの事に就きて明言し外人の事は全く憲法外の問題たる所以を知るべし

然らば則ち外人は日本の公務に就くの權利ありや否やと云ふに凡そ吾人が適法の權利義務は一切法律に淵源するものにして憲法第十九條は固より其の他の法律と雖も現今尙は未だ外人に向ふて此の權利を與へたるものあるを聞かざれば外人の此の權利を有せざるみと固より論ずるを俟たずして知るべし（尙は後段に至りて此の義を明かにす）伊藤伯が特別の規定あるに依るの外、外國臣民に此の權を及ぼすみとなしと云ひたるは憲法十九條を離れ一個の見解として看れば固より可なり然れども第十九條の解釋として故らに此の一言を提出したるは大に見解を誤りたるものにして論理の法則を知らざるの見のみ憲法第十九條は外國臣民に此の權利を及ぼすとも及ぼさずとも明言したるみとなきのみならず人類言語の用法を以て考ふるに此くの如き意味を毫も含蓄せず此くの如き事柄は一切不問に附し去りたるにあらずや然るに伯の此の見解たる一の事件に就き正面的に斷言するは反面的に之を打消すと同樣ありと云ふ論理の一規則を誤解して之を此の條に適用したるにてはあきやと思はる正面的の斷言とは何ぞや譬へば「日本臣民ハ公務ニ就クヿヲ得」と云へば是れ正面的の斷言なり反面的の打消しとは何ぞや「日本臣民ハ公務ニ就クヿヲ得ザルニアラズ」と云へば是れ反面的の打消しなり故に若しも日本臣民にして公務に就くの權利ありとせば吾人は他に事實の參考を要せず直ちに其の裏腹に廻りて日本臣民は公務に就くの權利なきにあらずと云ふを得べし然れども右の規則は同一の事柄を題に置き此の事柄に就き他の一の事柄を打消すと打消さゝるとの場合に適用すべき一規則なるのみ然るに日本臣民と外國臣民とは其の事柄全く別物にあらずや然らば則ち甲に於て斷言するを得たり逆之を他の事實に訴へず直ちに乙に於て之を打消すを得るの理由あきや知るべし

而して尙且つ伊藤伯が右の解釋法に於て論理的の謬見は伯は憲法第十九條は外人に日本の公務に就くの權利を及ぼさずと明言しながら同一の言中に一個の例外を置き特別の規定を設け以て外人に日本の公務に就くの權利を及ぼすを得ると云ふの意味を含蓄するに在り若し夫れ憲法にして果して此の權利を外人に及ぼさずと看做さん歟憲法の本體に於て其の及ぼすを得る例外の場合を明言し及は之れを含蓄するの意味あるにあらざるよりは假りに憲法外に規定を設け外人に此の權利を得せしむる能はざるや知るべし何となれば憲法の勢力は百般の法律規則に彌漫するものにして憲法に於て禁止するものを其の憲法の區域に切り入りて特別の規定を設くるは是れ[illegible]の[illegible]なれば[illegible]の[illegible]中伯の[illegible]も亦[illegible]しからずや[illegible]外人の判官たるも否とは憲法外の問題たる所以と分[illegible]らざる[illegible]は十九條を[illegible]で日本臣民の[illegible]に就[illegible]と[illegible]其の民[illegible]に[illegible]外人[illegible]權利を[illegible]なるものなりと[illegible]

[illegible]